（エネルギー管理士の試験及び免状の交付に関する規則の一部改正）

第二条　エネルギー管理士の試験及び免状の交付に関する規則（昭和五十九年通商産業省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第一条、様式第一、様式第二、様式第十六及び様式第十九から様式第二十六まで中「エネルギーの使用の合理化に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に改める。

（エネルギー管理講習に関する規則の一部改正）

第三条　エネルギー管理講習に関する規則（平成十一年通商産業省令第四十八号）の一部を次のように改正する。

第一条、様式第一、様式第四、様式第五及び様式第七中「エネルギーの使用の合理化に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に改める。

（エネルギーの使用の合理化に関する法律に規定する指定試験機関を指定する省令及びエネルギーの使用の合理化に関する法律に規定する指定講習機関を指定する省令の一部改正）

第四条　次に掲げる経済産業省令の題名及び本文中「エネルギーの使用の合理化に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に、表中「財団法人省エネルギーセンター」を「一般財団法人省エネルギーセンター」に改める。

一　エネルギーの使用の合理化に関する法律に規定する指定試験機関を指定する省令（平成十三年経済産業省令第二十九号）

二　エネルギーの使用の合理化に関する法律に規定する指定講習機関を指定する省令（平成十三年経済産業省令第百三十一号）

（電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令の一部改正）

第五条　電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令（昭和四十年通商産業省令第五十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項の表中「エネルギーの使用の合理化に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する等の法律の施行の日（平成二十六年四月一日）から施行する。ただし、第一条（第四十八条の改正規定、第四十九条の改正規定及び同条の次に二条を加える改正規定に限る。）は、平成二十五年十二月二十八日から施行する。

（様式に関する経過措置）

第二条　この省令の施行の際現に提出され又は交付されているこの省令による改正前のそれぞれの省令に定める様式による申請書等は、この省令による改正後のそれぞれの省令に定める相当様式による申請書等とみなす。

2　この省令による改正後のエネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則の様式のうち、様式第九及び様式第十一については、報告期限が平成二十七年七月末日以後である報告から適用する。

○経済産業省・国土交通省令第一号

エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する等の法律（平成二十五年法律第二十五号）及びエネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成二十五年政令第三百七十号）の施行に伴い、自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年十二月二十七日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　石原　伸晃
国土交通大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正

自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令の一部を改正する省令

自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令（昭和五十四年通商産業省・運輸省令第三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「エネルギーの使用の合理化に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に、「第八十条第一号」を「第八十条第一号イ」に改め、同条の表中「エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令」に改める。

第二条の見出し中「特定機器」を「特定エネルギー消費機器」に改める。

第三条の見出し中「特定機器」を「特定エネルギー消費機器」に改める。

附則第二項中「第八十条第一号」を「第八十条第一号イ」に改める。

附　則

この省令は、エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する等の法律の施行の日（平成二十六年四月一日）から施行する。ただし、第一条中「第八十条第一号」を「第八十条第一号イ」に改める改正規定並びに第二条、第三条及び附則第二項の改正規定は、平成二十五年十二月二十八日から施行する。

○経済産業省・環境省令第八号

エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する等の法律（平成二十五年法律第二十五号）の施行に伴い、特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令及び温室効果ガス算定排出量等の集計の方法等を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年十二月二十七日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　石原　伸晃
環境大臣　石原　伸晃

特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令及び温室効果ガス算定排出量等の集計の方法等を定める省令の一部を改正する省令

（特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令の一部改正）

第一条　特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令（平成十八年経済産業省・環境省令第三号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「エネルギーの使用の合理化に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に改める。

（温室効果ガス算定排出量等の集計の方法等を定める省令の一部改正）

第二条　温室効果ガス算定排出量等の集計の方法等を定める省令（平成十八年経済産業省・環境省令第四号）の一部を次のように改正する。

第七条の見出し及び同条中「エネルギーの使用の合理化に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に改める。

附　則

この省令は、エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する等の法律の施行の日（平成二十六年四月一日）から施行する。